

調査概要

調査名：議会改革度調査2019

調査実施期間：2020年2月28日～3月31日

調査対象期間：2019年1月1日～2019年12月31日

調査対象：全ての都道府県議会及び市区町村議会 1,788議会

調査方法：オンライン調査（ウェブフォームによる回答）

回答状況：回答数 1,433議会／回答率 80.1%（1,433/1,788）

その他：

- ・本調査は2010年より毎年実施しており、今回が10年目（10回目）となります。
- ・時点調査については、2019年12月31日現在のものとなります。
- ・自治体セキュリティ上、一部の議会で郵送・FAXによる回答をいただきました。
- ・調査の詳細分析結果は、随時ウェブで公開します。
- ・今回から調査対象期間を、年度中（4/1～3/31）から年中（1/1～12/31）に改めました。そのため、前年度結果と単純比較できない部分があります。
- ・自治体区分に関わらず、同様の設問内容で調査を行いました。

回答状況

都道府県・市区町村の全ての議会のうち、80.1%の議会から回答がありました。なお、町村議会を除いた場合の回答率は97%であることから、町村議会においては、調査に回答する議会事務局の体制難や、オンライン調査によるインターネット対応難が課題として考えられます。

区分	自治体数	回答あり	回答なし	回答率
都道府県議会	47	47	0	100.0%
市区議会	政令市	20	0	100.0%
	中核市	60	1	98.3%
	一般市	712	28	96.1%
	特別区	23	0	100.0%
町議会	743	502	241	67.6%
村議会	183	98	85	53.6%
合計	1,788	1,433	355	80.1%

率順	都道府県	回答率
1	神奈川県	100%
2	静岡県	97%
3	栃木県	96%
～		
45	鹿児島県	61%
46	奈良県	58%
47	沖縄県	52%

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
回答数	1,356	1,356	1,371	1,444	1,503	1,460	1,347	1,318	1,447	1,433
回答率	75.5%	75.8%	76.6%	80.7%	84.0%	81.7%	75.3%	73.7%	80.9%	80.1%
自治体計	1797	1789	1789	1789	1789	1788	1788	1788	1788	1788

議会改革度調査2019【埼玉県市町村順位】 早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会調べ

全国 順位	県内 順位	議会名	情報共有		住民参画		機能強化		総合得点(和)	
			得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位
40	1	所沢市議会	245	20	895	1	780	2	1,920	1
42	2	三芳町議会	290	11	890	2	730	3	1,910	2
141	3	嵐山町議会	315	8	805	3	380	15	1,500	3
158	4	秩父市議会	245	20	390	8	805	1	1,440	4
166	5	狭山市議会	265	14	670	4	490	9	1,425	5
202	6	戸田市議会	260	16	490	7	575	6	1,325	6
269	7	さいたま市議会	360	3	125	30	700	4	1,185	7
277	8	東松山市議会	265	14	250	21	655	5	1,170	8
298	9	寄居町議会	75	44	635	5	425	10	1,135	9
365	10	市議会	315	8	320	15	405	12	1,040	10
413	11	市議会	150	37	505	6	330	18	985	11
419	12	市議会	325	6	240	23	415	11	980	12
419	13	北本市議会	230	22	255	20	495	8	980	12
424	14	市議会	255	18	340	13	380	15	975	14
440	15	市議会	425	2	25	39	505	7	955	15
447	16	市議会	325	6	355	11	265	26	945	16
517	17	市議会	290	11	270	17	295	22	855	17
521	18	市議会	295	10	225	24	330	18	850	18
535	19	市議会	170	30	260	19	405	12	835	19
562	20	市議会	230	22	340	13	235	28	805	20
586	21	町議会	75	44	375	9	320	20	770	21
611	22	市議会	270	13	85	35	385	14	740	22
618	23	町議会	170	30	290	16	275	24	735	23
650	24	市議会	335	5	110	32	260	27	705	24
711	25	市議会	190	27	245	22	220	29	655	25
718	26	市議会	260	16	45	37	340	17	645	26
765	27	町議会	110	41	190	26	290	23	590	27
791	28	市議会	250	19	150	28	160	34	560	28
802	29	市議会	475	1	-20	47	95	39	550	29
830	30	市議会	155	34	175	27	195	33	525	30
830	31	市議会	180	28	265	18	80	41	525	30
838	32	市議会	355	4	120	31	45	49	520	32
870	33	町議会	10	49	375	9	110	38	495	33
875	34	市議会	165	32	195	25	130	37	490	34
893	35	町議会	45	48	350	12	75	42	470	35
922	36	市議会	150	37	20	43	275	24	445	36
940	37	市議会	220	24	5	45	205	30	430	37
943	38	市議会	210	25	145	29	70	44	425	38
948	39	市議会	165	32	45	37	205	30	415	39
969	40	市議会	155	34	105	33	140	36	400	40
1022	41	市議会	135	40	25	39	200	32	360	41
1039	42	市議会	200	26	-20	47	160	34	340	42
1069	43	町議会	150	37	85	35	65	48	300	43
1102	44	村議会	-55	53	25	39	300	21	270	44
1172	45	市議会	110	41	20	43	70	44	200	45
1217	46	市議会	180	28	-55	56	25	52	150	46
1242	47	市議会	155	34	-40	53	10	53	125	47
1246	48	町議会	-50	52	95	34	75	42	120	48
1259	49	町議会	80	43	25	39	0	54	105	49
1266	50	市議会	65	46	-35	52	70	44	100	50
1285	51	市議会	60	47	-20	47	35	51	75	51
1298	52	町議会	10	49	-20	47	70	44	60	52
1341	53	町議会	-30	51	-40	53	85	40	15	53
1387	54	町議会	-60	55	-45	55	45	49	-60	54
1396	55	町議会	-55	53	-20	47	-5	55	-80	55
1397	56	町議会	-70	56	0	46	-15	56	-85	56

※ 川口市、小川町、川島町、鳩山町、ときがわ町、小鹿野町、美里町は未回答

議会改革度調査2019調査項目（早稲田大学マニフェスト研究所議会改革度調査部会）

情報共有	議事録公開	問17	議事録公開	議事録の公開方法	本会議、委員会の会議録の公開方法		
	会議の議事録	問18	議事録作成方法	議事録の媒体（紙・電子）	本会議、委員会の会議録の媒体（紙・電子）		
	会議の資料	問19	議事録公開日数	議事録公開までの日数	会議録公開までの日数		
	会議の映像	問20	資料の事前公開	資料の事前公開	議案等会議資料の公開・配布方法、時期		
	議会視察	問21	動画公開	動画公開	本会議、委員会の動画配信（リアルタイム・録画）		
	政務活動費	議会視察	問22	視察の事前公開	視察の事前公開	選定過程、計画書、結果、事後の成果等の公開・閲覧	
		政務活動費	問23	政務活動費の公開	政務活動費の公開	収支報告、領収書、活動報告、使途基準等の公開方法	
		政務活動費	問24	政務活動費のチェック	政務活動費のチェック	チェック機関（外部委員、監査委員、有識者等）	
		政務活動費	問25	会議情報の事前公開	会議情報の事前公開	議会が今日、どこで、何をしているかの公開	
	開会情報	問26	SNS	SNS	議会公式アカウント（FB、インスタ、Twitter、LINE等）		
	住民参加	SNS媒体	問27	議員情報の公開	議員情報の公開	議案賛否、選挙公約・マニフェスト、選挙公報、出席状況	
		議員情報	問28	住民の発言機会	住民の発言機会	本会議、委員会の市民の出席機会	
		住民参加の機会	問29	請願・陳情	請願・陳情	本会議、委員会等での市民の発言機会（実績）	
		意見・発言の機会	住民参加の機会	問30	住民と対話・交流する場	住民と対話・交流する場	議会報告会、意見交換会、その他交流の場
			意見・発言の機会	問31	住民対話の工夫	住民対話の工夫	SNS活用、ファシリテーション、ツール活用等
			意見・発言の機会	問32	住民対話で特徴的な取組	住民対話で特徴的な取組	（自由記述）
			意見・発言の機会	問33	間接的に住民が声を寄せる機会	間接的に住民が声を寄せる機会	ウェブ、SNS、意見箱等での意見・要望受付
住民起点		問34	住民意見の議会活動への反映	住民意見の議会活動への反映	報告書作成、市長に提言・情報提供等		
シティズンシップ推進		問35	シティズンシップ推進	シティズンシップ推進	議会と教育活動の連携（出前授業、模擬議会等）		

北本市議会基本条例（抜粋）

（議会モニターの設置）

第 12 条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、住民のうちから議会運営に関する意見の提出等を行う議会モニターを設置することができる。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第 6 章 議会の機能強化と改革

（議員相互の討議）

第 23 条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由かつつな討議を中心とした会議の運営に努めるものとする。

2 議会は、議案の審議及び審査においては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

3 議会は、市政に関する政策等及び課題等に対して議員相互間の共通認識及び合意形成を図り、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、又は市長等に対し政策提言を行うものとする。

4 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くすものとする。

（専門的知見の活用）

第 24 条 議会は、法第 100 条の 2 に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

【参考】 地方自治法

第 100 条の 2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

（公聴会及び参考人制度の活用）

第 25 条 議会は、本会議において、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。

（審議会等の設置）

第 26 条 議会は、審議会、審査会、調査会その他の審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

2 前項の審議会等の機関に関し必要な事項は、条例で別に定める。

北本市議会基本条例（抜粋）

（政策討論会）

第 27 条 議会は、市政の課題等について、議員相互間の共通認識を醸成するため、政策討論会を行うよう努めるものとする。

（意見公募手続）

第 28 条 議会は、基本的かつ重要な条例の提案に当っては、パブリック・コメント手続を行うものとする。

（予算の確保） 略

（広報広聴機能の充実）

第 30 条 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報広聴媒体を活用することにより、より多くの市民が議会活動に関心を持つよう議会広報広聴活動に努めるものとする。

（議員研修）

第 31 条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

- 2 議会は、学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。
- 3 議会は、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。
- 4 議会及び議員は、市政の課題等を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めるものとする。

（議会事務局） 略

（議会図書室の充実強化） 略

（議会改革の推進）

第 34 条 議会は、継続的な議会改革に取り組むものとする。

- 2 議会は、前項の規定による取組を行うため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置することができる。
- 3 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革を推進する組織に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。
- 4 議会改革を推進する組織に関する事項は、議長が別に定める。